

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
1	別表第8（第2条関係）		別表第8（第2条関係）		
	教育事務関係手数料		教育事務関係手数料		
	事務	名称	事務	名称	金額
	1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条の2第1項の規定に基づく普通免許状の授与	[略]	1 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与	[略]	
	2 教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与	[略]	2 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与	[略]	
	3 教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与	[略]	3 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与	[略]	
	[略]		[略]		
	5 [略]	[略]	5 [略]	[略]	
	5の2 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請に対する審査	普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新申請手数料			3,300円
	5の3 教育職員免許法第9条の2第5項に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請に対	普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長申			3,300円

する審査	請手数料	
6 [略]	[略]	
7 [略]	[略]	
7の2 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項に規定する更新講習修了確認又は同条第3項第3号に規定する確認の申請に対する審査	旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認等申請手数料	3,300円
7の3 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項に規定する免許状更新講習の修了確認期限の延期の申請に対する審査	旧免許状所持現職教員の免許状更新講習修了確認期限延期申請手数料	3,300円
7の4 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第5項括弧書に規定する認定の申請に対する審査	旧免許状所持現職教員の免許状更新講習免除認定申請手数料	3,300円
8 [略]	[略]	
[略]		

6 [略]	[略]
7 [略]	[略]
8 [略]	[略]
[略]	

2 別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下	長期優良住宅建築等計画認定申	[略]

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下	長期優良住宅建築等計画又は長	[略]

この項において「法」という。) 第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<u>請手数料</u>		この項において「法」という。) 第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u> の認定の申請に対する審査	<u>期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料</u>	
44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	[略]	44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は <u>長期優良住宅維持保全計画</u> の変更の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料</u>	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和4年10月1日から施行する。